

議 長 日程第9「議案第48号令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第48号令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,928万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、令和元年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について御説明させていただきます。今回の補正は、人事院勧告による職員の給与等の改正に伴う人件費として、それに伴います職員給与費等繰入金を増額補正及び平成30年度の国民健康保険診療所事業が確定し、一般財源となる繰越金の受け入れに係る歳入補正でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。款の3、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の1、一般会計繰入金は、職員の人件費補正によるもので、一般会計繰入金としましては、一般会計補正予算でお認めいただきました国民健康保険診療所事業特別会計繰出金と同額1万5,000円増額となります。

次に款の5、項の1、目の1、繰越金につきましては、前年度の実質収支は1,316万346円となりましたので、当初予算900万円との差額416万円を増額補正させていただきます。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。歳出について説明させていただきます。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費につきましては、再任用短時間勤務職員に係る人事院勧告による職員の給与等

の改定に伴う人件費増額分として3万円を増額させていただくものでございます。

款の9、項の1、目の1、予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただきます。

なお、次のページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第48号令和元年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。